

建設技 第1066号  
平成26年9月1日

各入札参加資格者 様

佐賀県県土づくり本部建設・技術課長  
( 公 印 省 略 )

建設工事及び建設関連業務に係る入札参加資格登録事項に変更があった場合における速やかな届出について (通知)

建設工事及び建設関連業務に係る入札参加資格の登録事項に変更があった場合には、速やかに届け出ていただくこととしていますが、変更の届出が遅延し、指名通知や見積依頼、さらには契約締結に影響を与えているケースが発生しています。

については、今後、登録事項に変更があった場合には、変更があった日から1か月以内に届出を行うようにしてください。また、1か月以内に届出を行うことが困難な事情（代表者変更の登記、建設コンサルタント登録等の登録変更手続きが完了しないため関係書類を添付できない等）がある場合は、その旨を建設・技術課に連絡してください。また、電子入札用のカードの発行が間に合わない等のため変更後の代表者名で入札に参加することができない場合は、変更前の代表者名で入札を行うことについて、あらかじめ発注機関の了解を得てください。ただし、その場合においても、契約締結は変更後の代表者名で行ってください。

なお、変更があった日から1か月以内に届出や連絡がなされず、指名や契約に影響を与えた場合には、「不誠実な行為」として「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止等の措置を行う場合があります。

記

< 具体的事例 >

1 国の建設コンサルタント登録規程に基づく登録のうち1つの部門の登録を喪失していたにもかかわらず、当該喪失に関する届出が遅れ、その間に当該部門の登録があると誤認した発注機関からの指名を受けて入札に参加し、受注した事例。

※ 発注機関が当該業者を指名した理由が「国の建設コンサルタント登録規程に基づく登録を有していること」であることを、指名を受けた入札参加

資格者が知り得ない場合においても、当該業務を受注した場合は、届出を怠っていたことをもって「不誠実な行為」とします。

また、契約に至らなかった場合（入札参加のみの場合）も、届出が長期にわたって行われていなかった場合は、届出を怠っていたことをもって「不誠実な行為」とします。

2 代表者（入札や契約の権限を委任している場合は、委任を受けた者）の変更があつたにもかかわらず、変更の届出が遅れたために、変更前の代表者名で入札に参加し、変更前の代表者名で契約を締結した事例。

※ 変更前の代表者の名義で行われた入札や契約はかしのあるものとなりますので、かしのある契約を締結したことをもって「不誠実な行為」とします。

また、契約に至らなかった場合（入札参加のみの場合）も、届出が長期にわたって行われなかった場合は、届出を怠っていたことをもって「不誠実な行為」とします。

担当：入札・契約担当

電話：0952-25-7102